

年 度	令和7年度 あかし動物センター管理運営事業			所 長	副 課 長	係 長	精 算 者	設 計 者
委 託 番 号 設 計 月 日	第 号 令和7年 1月14日 設 計							
起 工 理 由	本業務委託は、あかし動物センターで一時保管されている動物の飼養・健康管理に必要な業務及び受入・譲渡・治療に関する補助業務及び施設の維持管理に関する業務とし、本施設で保管される動物は、処分(譲渡、返還、致死)を目的とし一時保管する施設であることを念頭に、本施設の健全な運営に支障をきたすことが無いよう業務を遂行するものである。							
位 置	あかし動物センター：明石市大久保町大窪2747番地の1			施 工 方 法	直 営 請 負			
事 業 名	あかし動物センター管理運営事業			及	2025年 4月 1日 より			
委 託 名	あかし動物センター維持管理業務委託			期 間	2028年 3月 31日 まで			
委 託 の 概 要	1 動物の飼養に関する業務 2 施設清掃に関する業務 3 施設維持管理に関する業務							
委 託 費	当 初 設 計	(税込)	当 初 請 負 額	摘 要	支 払 い 方 法			
	変 更 設 計 額		変 更 請 負 額		※12ヶ月均等払い			
	増 減		増 減					

委 託 設 計 書 (甲)

明 石 市

業 務 内 訳 明 細 書

第 1 号

種 目	種 別	形状・寸法	数 量	式	単 価	金 額	摘 要
1. 保管動物の飼養に関する業務 直接業務費							
(1)	保管動物の飼養に関する業務		730	人			保全技術員
(2)	動物の処分業務の補助		0	人			保全技術員
(3)	動物愛護の関連業務		20	人			保全技術員
(4)	保管動物の増加時 における応援要員	年間ピーク期間2か月	30	人			保全技術員
(5)	業務計画・各種業務調整 及び打合せ等	業務責任者 年間24回	24	人			保全技師 I
1. 保管動物の飼養に関する業務 直接業務費 合計							

業 務 内 訳 明 細 書

第 2 号

種 目	種 別	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
2. 施設清掃業務 直接業務費							
	(1) 日常清掃業務		1	式			内訳書2-1
	(2) 定期清掃業務		1	式			内訳書2-2
2. 施設清掃業務 直接業務費 合計							

内訳書2-1	日常清掃業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
(1) 日常清掃業務	8:30~16:00 7.5h 開館日原則1名配置	245	人			清掃員C
合計						

内訳書2-2	定期清掃業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
(1)定期清掃業務 ①建物内清掃	床の清掃(1回/年)	1	式			代価1号
②建物内清掃	床以外の清掃	1	式			代価2号
③屋内外清掃	窓ガラス清掃(6回/年) 網戸・ブラインド清掃(1回/年)	1	式			代価3号
④屋外清掃	樹木薬剤散布、樹木剪定(2回/年)	1	式			代価4号
(2)その他の清掃業務 その他清掃	排水溝清掃(1回/年)	1	式			代価5号
	小計					
ワックス剥ぎ取り	エントランスホール部等 1回	1	回			材工込み
合計						

代価 1 号	定期清掃 建物内清掃 床の清掃	代 価 表				
細 目	形 状 ・ 寸 法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
床清掃	ビニル系	162	㎡			
床清掃	エポキシ系	201	㎡			
床清掃	カーペット系	154	㎡			
床清掃	その他 磁器質150角タイル	10	㎡			
諸経費		1	式			
計						

代価 2 号	定期清掃 建物内清掃 床以外の清掃	代 価 表					
		細 目	形 状・寸 法	数量	単位	単 価	金 額
照明器具清掃	165箇所 1回/年	1	回				
扉のガラス清掃	両面実施 片面27m2 1回/月	12	回				
吹出口、吸込口の 清掃	19箇所 1回/年	1	回				脱臭装置用12箇所は空調保守に含む
天井扇清掃	12箇所 1回/年	1	回				
壁及びサイン清掃	除塵、汚れた部分の水洗い 1回/月	12	回				
シャワー室の 天井清掃	1回/年	1	回				
計							

代価 3 号	定期清掃 屋内外清掃		代 価 表			
細 目	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
窓ガラスの清掃	6回/年	6	回			立ち入り禁止区域は対象外
網戸水洗い 及びブラインド清掃	ブラインド8箇所及び パーチカルブラインド1箇所 1回/年	1	回			
計						

代価 4 号	定期清掃 屋外清掃		代 価 表			
細 目	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木薬剤散布	2回/年	2	回			
樹木剪定・除草工	除草・集草・積込処分 2回/年	2	回			
諸経費	薬剤及び燃料費他	2	回			
計						

代価 5 号	定期清掃 その他清掃	代 価 表				
細 目	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
側溝清掃	柵部含む 延長約330m 概ね1回/年	1	日			
高圧洗浄車損料	側溝清掃	1	日			
揚泥車損料	側溝清掃	1	日			
計						

業 務 内 訳 明 細 書

第 3 号

種 目	形状寸法	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
3. 施設維持管理に関する業務 直接業務費							
(1)	浄化槽保守点検・清掃等業務	点検 4回/年 清掃 1回/年	1	式			内訳書3-1
(2)	消防設備等点検業務	機器点検 1回/年 総合点検 1回/年	1	式			内訳書3-2
(3)	電気設備点検業務	月次点検 6回/年 年次点検 1回/年	1	式			内訳書3-3
(4)	機械警備業務	通年	1	式			内訳書3-4
(5)	空調設備保守点検業務		1	式			内訳書3-5
(6)	排気ファン保守点検業務	1回/年	1	式			内訳書3-6
(7)	管理地除草除去業務	2回/年	1	式			内訳書3-7
3. 施設維持管理に関する業務 直接業務費 合計							

内訳書3-1	浄化槽保守点検・清掃等業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
浄化槽保守点検	60人槽 年4回 消毒剤、害虫駆除剤、プロアオイル代含む	4	回			報告書作成含む
浄化槽清掃	10m3 年1回 汚泥処分量を含む	1	回			報告書作成含む
水質検査	年1回 水質検査機関による検査	1	回			報告書作成含む
プロアベルト交換	点検時に年1回程度実施	1	回			
	小計					
合計						

内訳書3-2	消防設備等点検業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器点検	消火器具、非常警報設備、誘導標識	1	回			報告書作成含む
総合点検	消火器具、非常警報設備、誘導標識	1	回			報告書作成含む
保守点検 対象設備	消火器具:5台					
	非常警報設備 複合盤:2台					
	誘導標識:9台					
	小計					
合計						

内訳書3-3	電気設備点検業務	内訳明細書				
細 目	形 状・寸 法	数量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保安管理業務	低圧絶縁監視装置による点検 現地確認 6回/年	12	月			報告書作成含む
	小計					
合計						

内訳書3-4	機械警備業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機械警備		12	月			機器設置済み
	小計					
合計						

内訳書3-5	空調設備保守点検業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
空調機保守点検	室内機33台、室外機4台 全熱交換器14台 天井扇11台	2	回			冷房、暖房運転時(シーズンイン) 報告書作成含む
フィルター清掃	室内機33台、全熱交換器14台 脱臭装置吸込み口12台	4	回			報告書作成含む
フロン簡易点検	4回/年	4	回			報告書作成含む
不定期 技術者派遣		1	式			
諸経費	燃料費他	4	回			
	小計					
合計						

内訳書3-6	排気ファン保守点検業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
排気ファン点検	1箇所 1回/年	1	回			Vベルト交換含む
報告書作成		1	回			
不定期 技術者派遣		1	式			
	小計					
合計						

内訳書3-7	あかし動物センター管理地雑草除去業務	内訳明細書				
細目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
雑草除去業務	2回/年	1	式			
	小計					
合計						

あかし動物センター維持管理業務委託
仕様書

明石市環境産業局環境室
令和7年1月15日

1 概 要

本仕様書は、「明石市委託業務契約約款」(以下、「約款」という。)第1条に定める設計図書であり、下記の業務委託に適用する。

- (1)委 託 業 務 名 あかし動物センター維持管理業務委託
- (2)委 託 場 所 明石市大久保町大窪 2747 番 1
(敷地面積 5,996.64 m² 建築面積 844.98 m²)
- (3)委 託 期 間 自 2025年 4月 1日
至 2028年 3月31日

但し、契約締結日以後、受託者は、業務従事者の自主研修を行い、業務開始日には、滞りなく業務に着手すること。その間に必要な費用は、受託者の負担とする。

- (4)業 務 時 間 (業務時間の内 45 分休憩)
8:30~17:00 (日、月曜、祝日、年末年始を除く日)
- (5)資格及び人員配置
 - ① 動物飼養員においては、原則2名以上を配置し、内1名以上は、愛玩動物飼養管理士等の資格を有するものを置くこと。
 - ② 日常清掃においては、原則1名以上配置すること。
- (6)収容能力
犬 最大25頭、猫 最大 60 頭
(予定収容頭数 犬最大10頭 猫最大25頭)
- (7)用語の定義
国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 建築保全業務共通仕様書及び建築保全業務積算基準により定義でされている用語とする。その他の定義のない用語については、明石市の解釈による。
- (8)受託金額の変更
予定数量の変動による受託金額の変更は行わない。ただし、災害や諸事情により著しく頭数の変動が発生した場合は、委託者と受託者で協議を行うこととする。
- (9)その他
 - ① 動物の頭数が大幅に変動する場合は、双方協議のうえ、人員数について対応すること。
 - ② 補助業務については、保管動物の飼養に関する業務の「保管動物の生命維持に関する業務」を通常業務として行うものとし、これ以外の補助業務については、委託者の求めにより実施するものとする。

2 業務要領

(1) 使用の許可

- ① 受託者は、委託者の所有する施設及び備品等について、本業務委託の履行に必要なものに限り使用することが出来る。使用できる物件は、下記のとおりとする。
 - ア 業務の履行に必要な事務室
 - イ 業務の履行に必要な、事務室に予め備える備品類
- ② 前項の施設及び備品等の使用にあたっては、事前に使用願書、借用願書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務が完了した場合、又は、契約が解除された場合には、返却届書を提出し、施設及び備品類を遅滞なく、委託者に返還しなければならない。また業務内容の変更等により不用となった場合も同様とする。
- ④ 受託者は、故意、過失により、施設及び備品を失い、あるいは損傷した場合は、直ちに委託者に届け出を行い、その指示に従って現状に復旧、若しくは損害の賠償をしなければならない。

(2) 物品及び消耗品等の取扱

- ① 委託者に支給する消耗品等
 - ア 業務に必要な電気・ガス・水道。
 - イ 日常清掃業務に使用する資機材及び衛生消耗品。
 - ウ その他、委託者が必要と認めた物。
- ② 受託者が準備する物品及び消耗品等
 - 定期清掃業務に係る資機材、消耗品。
 - 飼養業務に必要な機器(パソコン・プリンター等)、消耗品。
- ③ 資機材及び消耗品の保管
 - ア 日常清掃業務に使用する資機材及び衛生消耗品等は、委託者が指定した場所に整理して保管すること。
 - イ 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後に持ち帰ること。

(3) 業務の引継ぎ

- ① 受託者は、4月1日から支障なく業務の履行が可能となるように準備を行うこと。また、次年度の受託業者に対しては業務指導を行わなければならない。なお、引継ぎに要する経費は、次年度受託者の負担とする。
- ② 受託者は、業務期間終了時、業務範囲における全ての施設が、通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で委託者に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行うこと。

3 具体的事項(別紙特記仕様書のとおり)

- (1) 保管動物の飼養に関する業務(別紙1 特記仕様書参照)
- (2) 施設清掃業務(別紙2 特記仕様書参照)
- (3) 施設維持管理業務
 - ① 浄化槽保守点検清掃等業務(別紙3 特記仕様書参照)
 - ② 消防設備等点検業務(別紙4 特記仕様書参照)
 - ③ 電気設備点検業務(別紙5 特記仕様書参照)
 - ④ 機械警備業務(別紙6 特記仕様書参照)
 - ⑤ 空調設備・排気ファン保守点検業務(別紙7 特記仕様書参照)
 - ⑥ あかし動物センター管理地雑草除去業務(別紙8 特記仕様書参照)

4 災害時等緊急な業務

災害時等緊急的な対応が求められる事態となった場合はその都度協議して対応すること。

5 受託者及び作業員の遵守事項

(1) 秘密の保持

業務の実施に際して知りえた事項及び個人情報及び機密情報等について他に漏らしてはならない。また、退職後についても同様とする。

(2) 服装

業務に適した清潔な作業服を着用しなければならない。この作業服については、受託者が備えるものとする。

(3) 業務日報

この仕様書に特に定めた業務の報告書以外の業務の日報等については、日毎に記載し、一週間分を翌週の火曜日に委託者に提出すること。

(4) 法的責任及び作業員の健康管理

受託者は、業務に従事する作業員に対し、使用者として全ての法的責任を負う。また、作業員の健康管理、業務遂行能力について注意すること。

(5) 指揮監督

受託者は、業務に従事する作業員を指揮監督し、必要に応じ作業員の増員、配置転換を行わなければならない。

(6) 災害の防止

受託者は、作業中盗難、火災、事故、施設の損傷等が生じないように留意し、終了時には施錠、火気、水栓、消灯を点検したうえで、委託者の確認を受けること。

(7) 災害の報告

受託者は、作業中、盗難、火災、事故、施設の損傷等が生じた場合、早急に委託者に報告するとともに、緊急事態に応じて対応すること。また、事故など報告書の提出に加え、再発防止に努めること。

(8) 業務に必要な備品・消耗品

「2業務要領(2)物品及び消耗品等の取扱い」とおりとする。

(9) 情報セキュリティに関する事項

① 情報セキュリティに関する規定の遵守

ア 個人情報の保護に関する法律などの関係法令に関する規定を遵守しなければならない。

イ 個人情報について不適切な取扱い等を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に従い処罰を受ける場合がある。

② 情報保護への取組み

ア 業務責任者は、情報を改ざん、破損、滅失及び漏えいその他の事故から保護するため、作業員を指揮監督しなければならない。

イ 本業務に従事する全ての者は、善良な管理者の注意義務を持って業務に従事し、事故の防止に努めなければならない。

③ 個人情報の取扱い

受託者は、業務において個人情報を取扱う業務の処理を行った場合、本契約の目的の範囲内でのみ個人情報を使用し、複製、改変が必要な時は、本市に書面による承諾を受けるものとする。また、当該個人情報の管理に必要な措置を講じるものとし、当該個人情報を第三者に提供してはならない。

④ 契約範囲外の利用の禁止

受託者は、データ等を契約の範囲を超えて利用してはならない。

⑤ 無断複製の禁止

受託者は、情報等を複写又は複製してはならない。ただし、業務を行うためにやむを得ない場合に限り、委託者の承諾を得て行うことができる。

⑥ 業務で使用した情報等の返還

ア 受託者は、提供を受けた資料等(資料等を複製及び改編したものを含む。以下、この号において「資料等」という。)について、業務遂行上不要となった場合

又は、本委託契約が終了した場合は、遅滞なく委託者に返還しなければならない。

イ 受託者は、資料等について、委託者から返還その他の措置を講じるように求められた場合は、これに応じなければならない。

⑦ 個人情報の返還又は廃棄

受託者は、本委託業務の終了時又は業務期間内であっても不要となったときに、本委託業務において利用する個人情報について、委託者が指示した方法により、返還又は廃棄を行わなければならない。

⑧ 情報の漏洩等事故時の対応

受託者は、本委託業務に関し個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等の詳細を書面により報告し、その後の対応について委託者の指示に従わなければならない

6 提出書類

契約約款で指定する提出書類の他に提出する書類

ただし、業務着手時承諾書類(各3部 正・副・返却用)の返却が不要な場合は、2部とする。

(1) 業務計画書

① 業務概要及び業務範囲

② 詳細工程表(月間・日・時間作業工程)

(2) 業務組織及び業務分担組織表(緊急時連絡体制表を含む)

従業員名簿:名前、生年月日、経歴、所属

(3) 愛玩動物飼養管理士等の資格が証明できる書類

保管動物の飼養に関する業務 特記仕様書

明石市が委託するあかし動物センター保管動物の飼養に関する業務の仕様書は下記のとおりとする。

記

1 委託場所

明石市大久保町大窪 2747 番地の 1 あかし動物センター

2 業務概要

本業務委託は、あかし動物センター(以下「本施設」という。)で一時保管されている動物の飼養・健康管理に必要な業務及び受入・譲渡・治療に関する補助業務及び施設の維持管理に関する業務とする。

本施設で保管される動物は、処分(譲渡、返還、致死)を目的とし一時保管する施設であることを念頭に、動物の愛護及び管理に関する法律を重んずると共に本施設の健全な運営に支障をきたすことが無いよう業務を遂行すること。

3 業務時間

8:30～17:00 (全日)(内休憩45分)

4 動物に関連する業務内容(動物飼養員が実施)

(1) 保管動物の飼養に関する業務(全日作業)

保管動物の生命維持に関する業務

① 保管動物の飼養管理

1日2回の給餌(幼少動物は、1日数回の給餌:給餌量は担当獣医師の指示に従うこと) 飼養後の使用器具の清掃、1日2回の動物室の清掃と担当獣医師の指示による消毒作業(休日の場合は事前に担当獣医師が指示を行うものとする)

② 保管動物の健康管理

ア 食事量、糞尿の状態など簡易な健康状態を確認し、獣医師に報告
イ 犬の運動場の出し入れ、散歩(獣医師の指示に従い実施すること)

(2) 保管動物に係る飼養以外の業務(平日作業)

① シャンプー等補助業務及び餌等在庫管理。

獣医師によりシャンプーを施す際の姿勢安定とタオルによる乾燥及びトリミング時の補助及びトリミング室でのシャンプー作業の補助

② 保管動物の管理に関するその他の業務

業務で使用したタオル類の洗濯を含む、使用器具の清掃、洗浄及び餌等管理業務。

③ 譲渡業務等に関する補助業務

譲渡促進を啓発する案内等の作成(SNS等の更新含む)

(3) 動物の譲渡及び返還の補助(平日作業)

獣医師が行う保管動物の譲渡及び返還業務の補助

(4) 動物愛護の関連業務(休日にイベント等を実施する場合は月1回程度)

平日の作業及び各種啓発事業等において、委託者に同行し、動物管理やテントなどの施設設営の補助を行う。

(5) 事業用施設の管理業務(日常管理及び定期清掃)(平日作業)

事業用施設である飼養施設等 456.00 m²(別紙10「敷地詳細図」)についての清掃管理は次のとおりとする。

※処置・治療室など指定区域(別紙10-1「指定区域」)には委託者の指示がある場合を除き立ち入らないこと。

① 犬譲渡室、収容犬舎、犬検疫室、犬房廊下、猫観察室、猫譲渡室、猫検疫室について

ア 動物を収容している場合

第4項第1号①に規定する方法による清掃・消毒

イ 動物を収容していない場合

3日に1回

② 配膳室、トリミング室について3日に1回

※1 各部屋の床はモップ等で清掃し、水洗いは極力避けること。

※2 特に汚れのひどい場合は、洗剤等を使用し雑巾で拭くこと。

5 その他

この仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

施設清掃業務 特記仕様書

明石市が委託するあかし動物センター施設清掃業務の仕様書は下記のとおりとする。

記

1 概要

本特記仕様書は、「明石市委託業務契約約款」(以下、「約款」という。)第1条に定める設計図書であり、下記の業務委託に適用する。

2 委託場所 明石市大久保町大窪 2747 番 1 あかし動物センター

3 業務時間

- ・定期清掃業務 8:30～17:00(日、月曜、祝日、年末年始を除く)
 - ・日常清掃業務 8:30～16:00(日、月曜、祝日、年末年始を除く)
- ※ただし、11月3日(祝日)については、当センターのイベントのため、8:30～16:00の間1名の出勤をお願いします。

4 施設清掃に関する業務内容

清掃の順序については市職員の指示に従うこと。

(1)清掃場所 (別紙9「指定区域」参照)

(※倉庫2、倉庫3、処置・治療室は、清掃対象外)

①建物内清掃(管理棟)

- ア エントランスホール、風除室
- イ 事務所・会議室研修室・相談室
- ウ 廊下、棚卸スペース、搬入車庫、倉庫1
- エ 便所・洗面所
- オ シャワー室・脱衣場
- カ 給湯室
- キ 多目的ホール
- ク その他委託者が指定する施設の各室

②屋外清掃 (別紙10「敷地詳細図」参照)

- ア 玄関周り
- イ 収容犬運動場
- ウ 構内通路
- エ 駐車場
- オ 多目的広場
- カ 中庭

(2)日常清掃業務(平日に通常行う業務)

①建物内清掃

(床の清掃)

- ア ビニル系床清掃(掃除機清掃)
- イ エントランスホール、多目的ホール(掃除機清掃)
- ウ カーペット清掃(掃除機清掃)

(床以外の清掃)

- エ 玄関ホール(扉ガラス水拭き乾拭き、フロアーマット除塵)
- オ 便所・洗面所清掃(洗面台・水栓水洗拭き、鏡拭き、衛生陶器水拭き、衛生消耗品の補充、汚物容器の清掃)
- カ 給湯室
- キ シャワー室・脱衣場清掃

②屋外清掃

- ア 玄関周り清掃(除塵及びごみ清掃)
- イ 収容犬運動場清掃(ごみ清掃)
- ウ 構内通路清掃(ごみ清掃)
- エ 駐車場清掃(ごみ清掃)
- オ スクリーン清掃作業(1回程度/月)
- カ 多目的広場等の芝生散水作業
- キ 除草作業及び芝刈り(1回/週程度で、芝生の芝刈りや雑草の繁茂状況に応じて行う)

(3)定期清掃業務(指定する期間毎に行う業務)

①建物内清掃

(床の清掃)※1回/年の作業は、閉館日作業を原則とする。

- ア ビニル系床清掃(1回/年)(ワックス掛け)
 - イ カーペット清掃(1回/年)(洗剤による洗浄)
- (床以外の清掃)
- ウ 照明器具類清掃(1回/年)(器具・管球・反射板等の乾拭き及び汚れが酷い場合は洗剤による清掃)
 - エ 扉ガラスの清掃(1回/月)(水洗い)
 - オ 吹出口・吸込口の清掃(4回/年)(水洗い)
 - カ 換気扇の清掃(1回/年)(洗剤による洗浄)
 - キ 壁及びサインの清掃(1回/月)(除塵及び汚れた部分の水洗い)
 - ク シャワー室天井の清掃(1回/年)(洗剤による洗浄)
 - ケ ブラインドの清掃(1回/年)

②屋外清掃

- ア 除草作業(2回/年程度で、雑草の繁茂状況に応じて行う。除草作業により生じた除草ごみ等は、作業後速やかに受託者が処分すること。)
- イ 植木薬剤散布(2回/年程度で、害虫の発生状況に応じて行う。)

- ウ 植木剪定(2回／年程度で、低木について状況に応じて行う。植木剪定作業により生じた廃木ごみ等は、作業後速やかに受託者が処分すること。)
- エ 窓ガラス清掃(1回／隔月)(洗剤による洗浄)※室内室外の両面
- オ 網戸清掃(1回／年)(洗剤による水洗い)

(4)その他の清掃業務

- ① その他上記に付随する作業及び委託者が必要と認める作業。
- ② 屋外清掃においては、枯れ葉等の詰まりによる排水溝の清掃作業。

(5)清掃報告

- ① 受託者は、委託者が定めた業務日報に所要事項を記入し、清掃状況等を毎日、委託者に報告しなければならない。
- ② 受託者は、月間作業終了時に、清掃業務月間計画が滞りなく履行された事を確認できるよう、その履行状況を確認できる従事者出勤報告書(月報)及び清掃業務報告書(月間)を、翌月10日までに委託者に提出しなければならない。
- ③ 受託者は、定期清掃業務の年間作業記録を記載した作業年報を、業務完了後、速やかに委託者に提出しなければならない。

5 その他

この仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

以上

あかし動物センター浄化槽保守点検・清掃等業務 特記仕様書

明石市が委託する浄化槽保守点検・清掃等業務の仕様書は下記のとおりとする。

記

1 委託場所

明石市大久保町大窪 2747 番地の1 あかし動物センター

2 委託の概要

(1) 浄化槽法に基づき、法令検査を徹底し、浄化槽の機能を安全かつ正常な状態に維持するため、次のとおり業務を実施する。

- ① 3ヶ月に1回、定期的に機械の調整点検と消毒薬等の補充をあかし動物センターの業務時間内に行う。
- ② 年に1回、浄化槽の清掃を行う。
- ③ 年に1回、所定の検査機関による水質検査を行う。

3 浄化槽の設置場所及び設備は次のとおりとする。

(設置場所) 明石市大久保町大窪 2747 番地-1 あかし動物センター内

(設備) アムズ株式会社製 担体流動浮上濾過方式 型式FXU-60-1

60人槽 12m³/日 1台

4 保守点検・清掃等業務を実施するにあたり、必要な機材や消耗材料等については受託者の負担とする。また、修理・部品交換等を要するものについては、別途協議する。

但し、ブローのVベルト交換は、2年に1回程度を目途に実施し、それに係る費用は受託者の負担とする。

5 受託者は保守点検・清掃等業務を実施するときは、必ずあかし動物センターへ連絡する。また、各業務の実施について、下記の書類をあかし動物センターに提出し、履行

の確認を受けるものとする。

(1) 保守点検終了後、その都度に保守点検記録簿を提出する。

(2) 清掃終了後、浄化槽記録表を提出する。

(3) 水質検査終了後、検査結果表を提出する。

6 受託者の実施した保守点検・清掃業務が本仕様に適合しないと認められた場合は、受託者に履行内容の修正を命ずることができる。また本仕様に基づき求める履行内容の修正を受託者が行わない場合は、契約を解約できるものとする。

7 受託者は委託業務の実施に際して、十分に安全に留意すること。もし受託者が第三者に損害をあたえたときは、受託者は損害を賠償しなければならない。また受託者が委託者に損害をあたえたときも同様に、損害を賠償しなければならない。

8 この仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

9 受託者は、委託者のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図る。
また受託者は廃棄物の処理・リサイクル等にあたっては関係法令を遵守すること。

あかし動物センター消防設備等点検業務 特記仕様書

明石市が委託するあかし動物センター消防設備等点検業務の仕様書は下記のとおりとする。

記

1 委託場所

明石市大久保町大窪 2747 番地の 1 あかし動物センター

2 委託概要

本委託は、「消防法施行規則第31条第4項の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検期間、点検方法並びに点検結果についての様式」を定めるところの内容に順じて適正に行い、必要に応じて保守・修理・その他の措置を講じることを定めるものである。

3 委託範囲

(1) 棟の消防設備等点検

- ① 外観点検、機能点検 1回／年
- ② 外観点検、機能点検、総合点検 1回／年

(2) 点検科目

- ① 消火器設備
- ② 自動火災報知設備
- ③ 誘導灯

4 機器仕様・数量

(1) 消火器設備

- ① 10型 蓄圧式 粉末消火器(事務所3本)
ヤマトプロテック株式会社 粉末(ABC)消火器 10型 YA-10NX
- ② 10型 蓄圧式 粉末消火器 (変電設備1本)
ヤマトプロテック株式会社 粉末(ABC)消火器 10型 YA-10NX
- ③ 20型 蓄圧式 粉末消火器 (プロパン格納庫1本)
株式会社初田製作所 粉末(ABC)消火器 20型 PEP-20

(2) 非常警報設備(自動式サイレン)

- ① 個数:2個
- ② 設置方法:埋込2個
- ③ 音圧感度:90db
- ④ 定格:AC100V
- ⑤ 認定形式番号:25~108号
- ⑥ ベルの種別:複合型
ホーチキ株式会社 非常警報設備複合装置 BHC-4112

(3) 避難設備(蓄光式誘導標識)

- ① 設置個数:9個
- ② 基材:蓄光硬質塩化ビニール
- ③ 輝度:表面上の平均輝度 100mcd/m²、設置場所の照度 200lux
- ④ 印刷:スクリーン印刷
- ⑤ 基準色:地色 淡黄色(5GY9/4)、シンボル 緑色(5G4/8)
株式会社日本緑十字社 蓄光FA

5 点検実施日

点検実施日は、あかし動物センターの業務に支障のない範囲で『委託者・受託者』協議にて決定する。

6 報告

点検終了後、消防設備点検記録簿(正、副)をあかし動物センターに提出し、履行の確認を行うものとする。

7 その他

- (1) 作業に必要なユーティリティーは無償支給する。詳細については『委託者・受託者』協議にて決定する
- (2) 点検実施に必要な機器、機材及び消耗品類等に関しては、運搬を含み全て受託者の負担とする。
- (3) 各機器の台数あるいは個数に、多少の変更があっても契約の変更は行わないものとする。
- (4) 原則として業務時間は、火曜から土曜日の9時から16時までとする。但し、日月の業務については、『委託者・受託者』協議にて決定する。
- (5) 本委託業務において発生した廃棄物については、法の定めにより適正に運搬、処理すること。又、運搬、処理等に必要な費用は全て受託者の負担とする。廃棄物の運搬、処理に関しては、引き取り業者の「兵庫県産業廃棄物収集運搬業許可書」の写し、「兵庫県産業廃棄物処分業許可書」の写しを提出すること。
さらに、産業廃棄物処理票(マニフェスト)を当該管理票交付の日から90日以内もしくは3月31日までの内、どちらか短い期間の方で本市係員に当該管理票の写しを送付しなければならない。
- (6) 明石市環境マネジメントシステムの取組を理解・協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量、リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。
- (7) この仕様書に定めない事項については『委託者・受託者』協議にて決定する。
- (8) 本仕様書は、点検保守業務委託の概要を示すものであり、本仕様書に記載なき事項であっても、『委託者』が本施設の維持管理上必要と認めた簡易な事項については、『受託者』は、契約金額の範囲内で実施しなければならない。

あかし動物センター電気設備点検業務 特記仕様書

明石市が委託するあかし動物センター電気設備点検業務の仕様書は、下記のとおりとする。

記

1 委託目的

本委託は、あかし動物センターの電気設備を定期点検することにより、それらの信頼性と安全性を確保し、施設の円滑かつ安全な運営に資することを目的とする。

2 委託場所

明石市大久保町大窪2747番地の1 あかし動物センター

3 委託概要

別紙※に定める。

4 設備概要

- (1) 受電電圧:6.6kV
- (2) 受電回線:1回線
- (3) 設備容量:125kVA

5 委託内容

- (1) 委託業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について本市係員に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)及び関係法令の規定に適合しない事項がある場合は、必要な助言を行うこと。
なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、業務に含まないものとする。
 - ① 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験(以下「定期点検」という。)
 - ② 電気工作物事故発生時の応急措置への助言及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置への助言
- (2) 前項第1号に定める定期点検の種類及び回数は、別紙5-1「巡視・点検・測定試験基準」のとおりとする。
- (3) 別紙※に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 年次点検は、当該月の月次点検を併せて行うものとする。
 - ② 外観点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施する。ただし、整備の状況により運転を停止して点検することがある。
- (4) 次の各号に該当する電気工作物についての点検、測定試験は、本市が専門業者等に依頼して実施し、その結果を受託者に通知するものとする。
 - ① 昇降設備のように、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された機器のように取扱いに高度の専門技術を要するもの
 - ② 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線

- ③ 密閉防爆機器、その他密閉されているため構造上点検できない機器の内部
 - ④ ネオンサインの管灯回路の配線のように設置場所の関係から容易に点検できないもの
 - ⑤ 設置場所への立ち入りに危険を伴う場合の電気設備、機器
 - ⑥ 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路
- (5) 第1項に定める事項のほかに、この契約を履行するため必要な事項をその都度行うこと。

6 点検実施日

各点検実施日及び就業時間については、原則として以下のとおりとする。

- (1) 月次点検：火曜日から土曜日の午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 年次点検：月日祝日の午前 9 時から午後 4 時まで

7 報告書

- (1) 報告書には各点検項目について「良」「否」を明記し、判定が測定結果によるものに関しては判定基準も記載すること。
- (2) 本点検で使用した測定機器類の名称・メーカー名・型式・機器番号・校正年月日記録も報告書に記載すること。
- (3) 報告書は 1 部作成し、あかし動物センターに提出すること。

8 費用負担

- (1) 本業務実施に必要な各種機材及び消耗品等は、全て受託者の負担とする。
- (2) 受託者が、当施設において業務中に負傷等の事故にあった場合は、全て受託者の責任とする。
- (3) 受託者が、業務中に当施設の設備等に損傷を与えたときは、受託者はその箇所を原形どおりに修復すること。

9 その他

- (1) 業務を安全、かつ円滑に遂行するため指揮命令系統・連絡系統を構築し、当日の業務責任者を選任すること。
- (2) 業務責任者は、業務全体を把握し、安全を最優先の上、作業者を総指揮して事故防止に努めると共に、本市係員と連絡を密にし、適宜状況報告すること。
- (3) 事前に、工程表(全体及び点検設備毎の一覧で、時間単位のタイムスケジュールを組んだもの)を作成し、本市係員と協議し、内容を決定するものとする
- (4) 点検前に各開閉器・遮断器・MCCB の開閉状態を記録し、切(開)箇所には切(開)表示(シール)を貼り付けること。復旧時には、記録を確認の上、点検前の状態に戻すこと。
- (5) 復旧・復電前には、点検・作業人員の作業完了の確認、人員数の確認、工具・測定器具・安全器具等の取外・撤去の確認、各回路絶縁抵抗異常なし等安全上の確認を充分に行なうこと。
- (6) 点検においては、第三種電気主任技術者の資格のある者が行うこと。
- (7) 本書は、保守・点検委託の大要を示すものであり、本書に記載なき事項において疑義が生じた場合は、必要に応じて両者協議の上定めることとする。

巡視・点検・測定試験基準

[別紙5-1]

電気工作物		巡視・点検・測定試験項目	月次点検 [毎月1回]	年次点検 [毎年1回]
受電設備・配電設備 (第2受電設備以降を含む)	引込線・ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		直流漏れ電流時間特性試験		○
	遮断器・開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器との連動動作試験		○
		遮断器三極不揃試験		○
		内部点検（注油等）		○
		真空度試験		○
	母線・断路器・計器用変成器 避雷器・電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○
		コンデンサ静電容量試験		○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油試験		○
		内部点検		○
	配電盤・制御回路	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作特性試験		○
		シーケンス試験		○
接地装置	外観点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
電気使用場所の設備	電動機・電熱装置 電気溶接機・証明設備 配線及び配線器具 その他の電気機器類 接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

あかし動物センター機械警備業務 特記仕様書

明石市が委託するあかし動物センター機械警備業務(以下「業務」という。)の仕様は、下記のとおりとする。

記

1 業務の目的

受託者は、委託者が所有する施設の火災、盗難、破壊、不法侵入、加害行為を発見し、被害の拡大防止にあたるほか、委託者の計器類の異常を発見することにより、施設利用者の人命及び委託者の財産を保護し、本センター業務の円滑な運営に寄与し、その安全を保障するため、警備業務を実施するものとする。

2 業務時間

業務(警備責任)時間は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 火曜日 ~ 土曜日 17:00 ~ 翌日 8:30
- (2) 月日祝日、年末年始 8:30 ~ 翌日 8:30

3 警備方法

警備方法は、機械警備システム(容易に複製できない機器で、警備対象施設(以下「施設」という。)で発生した異常事態を、専用の電話回線により受託者の事務所へ即時に自動通報する機能を有するもの。)によるものとし、受託者又は受託者の指定する者がこれを設置する。

4 警報装置の機器類

- (1) 警備装置は施設の各出入口および内部に必要数配備すること。また、警報装置の操作機を外部に設置すること。
- (2) 委託者の施設に設置した警報装置の機器類(以下「装置」という。)は、受託者の所有に属するものとし、委託者の故意又は過失により、これらを破損した場合は、その修理に要する経費については委託者が負担する。
- (3) 委託者は、受託者の承諾なくして、装置の分解、開被その他の方法によりこれらの内部構造を視察、模写等を行い、技術情報等を侵害し、若しくは第三者に侵害せしめてはならないものとする。
- (4) 委託者は、装置設置後において、施設の増改築等により既設装置の移動等が生じる場合は、事前に受託者に通知することとし、当該工事に係る経費については、委託者・受託者協議の上これを定める。
- (5) 委託者が前項の規定による通知を怠ったときは、受託者は増改築等を行った施設の箇所より生じた事故等の損害に関し、その賠償の責を負わないものとする。

- (6) 受託者が警備を実施するにあたって、新たに装置を設置する必要があるときは、予め委託者と協議の上、設置するものとする。また、設置が完了したときは、装置の設置場所を示した図面及び装置の取扱説明書を提出し、委託者の確認を受けなければならない。
- (7) 装置専用の電話回線に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、委託業務期間満了後の装置の撤去、施設の原状回復を行うこととし、これに係る一切の経費は受託者の負担とする。但し、次年度も引き続き業務を受託する場合はこの限りではない。

5 権限の付与

- (1) 委託者は、受託者に対し、業務遂行のために必要な権限を付与するものとする。
- (2) 業務の遂行に必要な警備士等の配置並びにその指揮監督等に関することは、受託者の責任の下に実施するものとする。

6 警備実施体制

- (1) 受託者は、明石市内に事務所を有し、業務の時間中は、警備受信装置を間断なく監視するとともに、常に受託者の機動隊との連携を保持すること。
- (2) 受託者の機動隊は、常に受託者の事務所との連絡を保持し、施設の異常に備えるとともに、警報受信装置の警戒の信号を確認したときは、速やかに施設内部を巡回すること。
- (3) 委託者の最終退庁者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な処置をし、退出口を施錠した後、外部に設置した警報装置の操作器をON(警戒)の状態にセットする。
- (4) 受託者は、ON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。
- (5) 受託者は、火曜日～土曜日においては、委託者の指定する時刻に、委託者が指示する施設出入口扉の鍵を開錠する。但し、月曜日・日曜日・祝日・年末年始においては、委託者からの指示がある場合を除き、施設出入口扉の開錠は行わない。
- (6) 受託者は、施設出入口扉の開錠及びOFF(警戒解除)の信号確認をし、警備を終了する。

7 異常事態発生時の処置

- (1) 受託者は、警報受信装置により、委託者の施設に異常事態が発生したことを確認したときは、すみやかに施設に急行し、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたること。
- (2) (1)により委託者の施設に到着した受託者の機動隊は、異常事態を確認するとともに、必要に応じて関係先(警察・消防等)へ連絡する。

8 報告等

- (1) 受託者は、警報受信装置により、委託者の施設に異常事態が発生を確認し、機動隊を急行させたときは、速やかに口頭もしくは書面で委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、前項の他、業務の実施に必要な報告・連絡事務を行うこと。

9 鍵の預託

業務の実施に必要な鍵は、次のとおり委託者、受託者相互に預託するものとし、預託された鍵は厳重に取り扱い・保管するものとする。

- (1) 異常事態発生時の立ち入りのため、あかし動物センター出入口の合鍵を委託者から受託者へ預託する。
- (2) 外部に設置した警報装置の操作機用の鍵(カードキー、パスワード等)を受託者から委託者へ預託する。

10 装置の保守点検

受託者は、既設装置の機能について適宜保守点検し、その都度、状況を委託者に報告するものとする。

11 緊急連絡者の指定

委託者は、予め緊急連絡先を指定し、その名簿を受託者に交付する。また、その内容に変更が生じたときは、遅滞なく、受託者に変更した名簿を交付する。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者受託者双方において十分協議の上、決定することとし、重要な事項については、文書により双方確認するものとする。

空調設備・排気ファン保守点検業務 特記仕様書

明石市が委託する空調設備・排気ファン保守点検・応急修理等業務の特記仕様書は下記のとおりとする。

記

1 空調設備・排気ファンの機能を安全かつ正常な状態に維持するため、次のとおり業務を実施する。

- (1) 対象設備の適正な維持、運転するための保守・点検・清掃等の実施。
- (2) 対象設備での異常・故障時の応急修理等措置。

2 対象機器（別紙「機器リスト」参照）

(1) 関西日立株式会社

- ① 空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室外機4台(ビル用マルチ)
- ② 空冷ヒートポンプパッケージエアコン 室内機 33 台

(2) 三菱電機株式会社

- ① 全熱交換器 14 台
- ② 天井扇 11 台

(3) 排気ファン 荏原製作所

製造番号 P18704951 1 台

3 業務内容

(1) 定期技術者派遣点検業務

委託者が定める期間内に定期的に技術者を派遣し、空調設備を正常かつ良好な運転を保つよう作業を実施すること。

(2) 点検ごとに下記に示す報告書を提出すること。(書式は問わない)

- ア 点検結果報告書(点検内容、点検時の写真、不具合写真など)。
- イ 改善提案報告書(不具合箇所・改善内容・改善理由・緊急性等を記載したもの)

(3) 不定期技術者派遣業務

前記の期間内に委託者から故障等の通知があった場合は、技術者の派遣等適切な処置を講ずること。

(4) フロン排出規制法で規定する簡易点検を 4 半期ごとに実施し、簡易点検記録簿を作成すること。また、フロン定期点検を2023年度に実施すること。

4 点検及び清掃回数

(1) 空冷ヒートポンプパッケージエアコン

室外機	シーズンイン点検	(2 回/年)
室内機	シーズンイン点検	(2 回/年)
フィルター清掃	(4 回/年)	

(2) 全熱交換器	定期点検	(2回/年)
フィルター清掃	(4回/年)	
(3) 天井扇	定期点検	(2回/年)
(4) フロン簡易点検	定期点検	4回/年(原則フィルター清掃時に実施)
(5) 脱臭装置吸い込み口	定期点検	(4回/年)
(6) 排気ファン	定期点検	1回/年(点検時にベルト交換)
(7) フロン定期点検	3年に1回実施	(2026年に実施)

5 修理及び部品の交換

空調設備及び排気ファンを、保守点検・清掃等業務を実施するにあたり、必要な機材や消耗材料等は受託者の負担とする。また、排気ファンのVベルト交換は1年毎を目途に実施し、それに係る費用は受託者の負担とする。なお、点検の結果、修理・部品交換等を要するものについては、別途協議する。

6 この特記仕様書に定めのない事項が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

機器リスト

機器番号	機器名称	機器仕様	電力		台数	設置場所	備考		
			電源 φ-V	容量 kW					
PAC-1	空冷ヒートポンプ	型式 室外機(ビル用マルチ)	3-200	12.6	1	屋外 室外機置場			
	パッケージエアコン	冷房能力 40.0kW						COMP	8.9
		暖房能力 45.0kW						FAN	0.29X2
		付属品 標準付属品共							
PAC-1-1	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット2方向型)	1-200	0.083	1	配膳室			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.8kW							
		暖房能力 3.2kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-1-2	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.047	1	取寄犬舎			
	パッケージエアコン	冷房能力 4.5kW							
		暖房能力 5.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-1-3	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.033	1	犬検疫室			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.8kW							
		暖房能力 3.2kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-1-4	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット2方向型)	1-200	0.078	1	廊下-1			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-1-5	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.072	3	犬検疫室			
	パッケージエアコン	冷房能力 7.1kW							
		暖房能力 8.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2	空冷ヒートポンプ	型式 室外機(ビル用マルチ)	3-200	12.0	1	屋外 室外機置場			
	パッケージエアコン	冷房能力 45.0kW						COMP	4.7X2
		暖房能力 50.0kW						FAN	0.26X4
		付属品 標準付属品共							
PAC-2-1	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット1方向型)	1-200	0.078	1	X線室			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-2	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット1方向型)	1-200	0.063	1	手術室			
	パッケージエアコン	冷房能力 3.6kW							
		暖房能力 4.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-3	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.052	1	処置・治療室			
	パッケージエアコン	冷房能力 5.6kW							
		暖房能力 6.3kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-4	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット2方向型)	1-200	0.078	2	廊下-2			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-5	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.072	2	猫検疫室			
	パッケージエアコン	冷房能力 7.1kW							
		暖房能力 8.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							

機器番号	機器名称	機器仕様	電力		台数	設置場所	備考		
			電源 φ-V	容量 kW					
PAC-2-6	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.072	1	猫検疫室			
	パッケージエアコン	冷房能力 7.1kW							
		暖房能力 8.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-7	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.047	1	飼育管理スタッフ控室			
	パッケージエアコン	冷房能力 4.5kW							
		暖房能力 5.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-8	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット1方向型)	1-200	0.076	2	更衣室1・2			
PAC-2-11	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
(追加)		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチX2、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-9	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット2方向型)	1-200	0.083	1	猫観察室			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.8kW							
		暖房能力 3.2kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-2-10	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット2方向型)	1-200	0.076	1	廊下-3			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-3	空冷ヒートポンプ	型式 室外機(ビル用マルチ)	3-200	9.62	1	屋外 室外機置場			
	パッケージエアコン	冷房能力 33.5kW						COMP	7.3
		暖房能力 37.5kW						FAN	0.21X2
		付属品 標準付属品共							
PAC-3-1	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.033	1	トリミング室			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.8kW							
		暖房能力 3.2kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-3-2	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.047	1	会議・研修室			
	パッケージエアコン	冷房能力 4.5kW							
		暖房能力 5.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-3-3	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.086	3	多目的ホール			
	パッケージエアコン	冷房能力 8.0kW							
		暖房能力 9.0kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-4	空冷ヒートポンプ	型式 室外機(ビル用マルチ)	3-200	6.00	1	屋外 室外機置場			
	パッケージエアコン	冷房能力 22.4kW						COMP	4.7
		暖房能力 25.0kW						FAN	0.26X2
		付属品 標準付属品共							
PAC-4-1	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット4方向型)	1-200	0.033	2	エントランスホール			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.8kW							
		暖房能力 3.2kW							
		付属品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共							
PAC-4-2	空冷ヒートポンプ	型式 室内機(天井カセット1方向型)	1-200	0.076	2	相談室1・2			
	パッケージエアコン	冷房能力 2.2kW							
		暖房能力 2.5kW							
		付属品 リモコンスイッチX2、ドレンアップメカ、他標準付属品共							

機器番号	機器名称	機器仕様	電力		台数	設置場所	備考
			電源 φ-V	容量 kW			
PAC-4-3	空冷ヒートポンプ パッケージエアコン	型 式 室内機(天井カセット4方向型) 冷房能力 3.6kW 暖房能力 4.0kW 付 属 品 リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、他標準付属品共	1-200	0.033	3	事務室	
SC-1	集中コントローラー				1	事務室	
R-1	個別リモコン				23	各室	
HEX-101	全熱交換器	型 式 天井カセット形 250m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	144W	1	配膳室	
HEX-102	全熱交換器	型 式 天井カセット形 80m ³ /h X 50Pa(給気) 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	43W	2	検室、手荷室	
HEX-103	全熱交換器	型 式 天井埋込形 300m ³ /h X 150Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	227W	1	処置・治療室	
HEX-104	全熱交換器	型 式 天井カセット形 150m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	144W	1	飼育管理スタッフ控室	
HEX-105	全熱交換器	型 式 天井カセット形 80m ³ /h X 50Pa(給気) 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	43W	2	更衣室1・2	
HEX-106	全熱交換器	型 式 天井カセット形 150m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	144W	1	トリミング室	
HEX-107	全熱交換器	型 式 天井カセット形 250m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	196W	1	会議・研修室	
HEX-108	全熱交換器	型 式 天井カセット形 80m ³ /h X 50Pa(給気) 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	43W	2	相談室1・2	
HEX-109	全熱交換器	型 式 天井埋込形 250m ³ /h X 150Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	227W	1	事務室	
HEX-110	全熱交換器	型 式 天井埋込形 750m ³ /h X 150Pa 付 属 品 コントロールスイッチ(24時間換気対応)、標準付属品共	1-100	566W	2	多目的ホール	
EF-101	排気ファン	型 式 片吸込シロッコファン(屋外床置型) #2 X 2950m ³ /h X 600Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	3-200	1.5	1	屋外	
EF-102	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 150m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	20.5W	1	倉庫-1	

機器番号	機器名称	機器仕様	電力		台数	設置場所	備考
			電源 φ-V	容量 kW			
EF-103	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 100m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	20.5W	1	洗濯室	
EF-104	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 100m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	20.5W	1	シャワー室	
EF-105	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 100m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	20.5W	1	倉庫-2	
EF-106	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 450m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	99W	1	WWC	
EF-107	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 450m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	99W	1	MWC	
EF-108	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 350m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	37.5W	1	多目的WC	
EF-109	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 50m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	5.8W	1	倉庫-3	
EF-110	天井扇	型 式 低騒音型(台所用) 350m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	38W	1	給湯室	
EF-111	天井扇	型 式 低騒音型(サンタリー用) 150m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	20.5W	1	書庫	
EF-112	天井扇	型 式 低騒音型(台所用) 350m ³ /h X 100Pa 付 属 品 コントロールスイッチ、その他標準付属品共	1-100	38W	1	配膳室	
OZ-1	オゾンガス製造装置	型 式 空冷式円筒型 無声放電方式(屋外仕様) オゾンガス発生量 10.0g/h オゾンガス濃度 41.7g/Nr8 オゾンガス圧力 0.049MPa	1-100	0.95	1	屋外	
OZ-2	アクアオゾンフィルター	型 式 水フィルター(屋外仕様) ケーシング SUS304 処理流量 2950m ³ /h 付 属 品 洗浄電動弁(AC100V)、排水電動弁(AC100V)、 水位センサー、ボールフロート、エルミネーター、 制御盤(AC100V)、その他標準付属品共			1	屋外	
OZ-3	反応促進ユニット	型 式 オゾン反応促進ユニット オゾン分解触媒 COF-40T 処理流量 2950m ³ /h			1	屋外	

あかし動物センター管理地除草除去業務 特記仕様書

1 委託内容

あかし動物センター管理地(明石市大久保町大窪2747番地の1)について、指定する区域の雑草・雑木の除草及び処分を行う。

2 実施期間

1 回目 毎年、6月15日～7月15日までの指定する日

2 回目 毎年、10月20日～11月2日までの指定する日

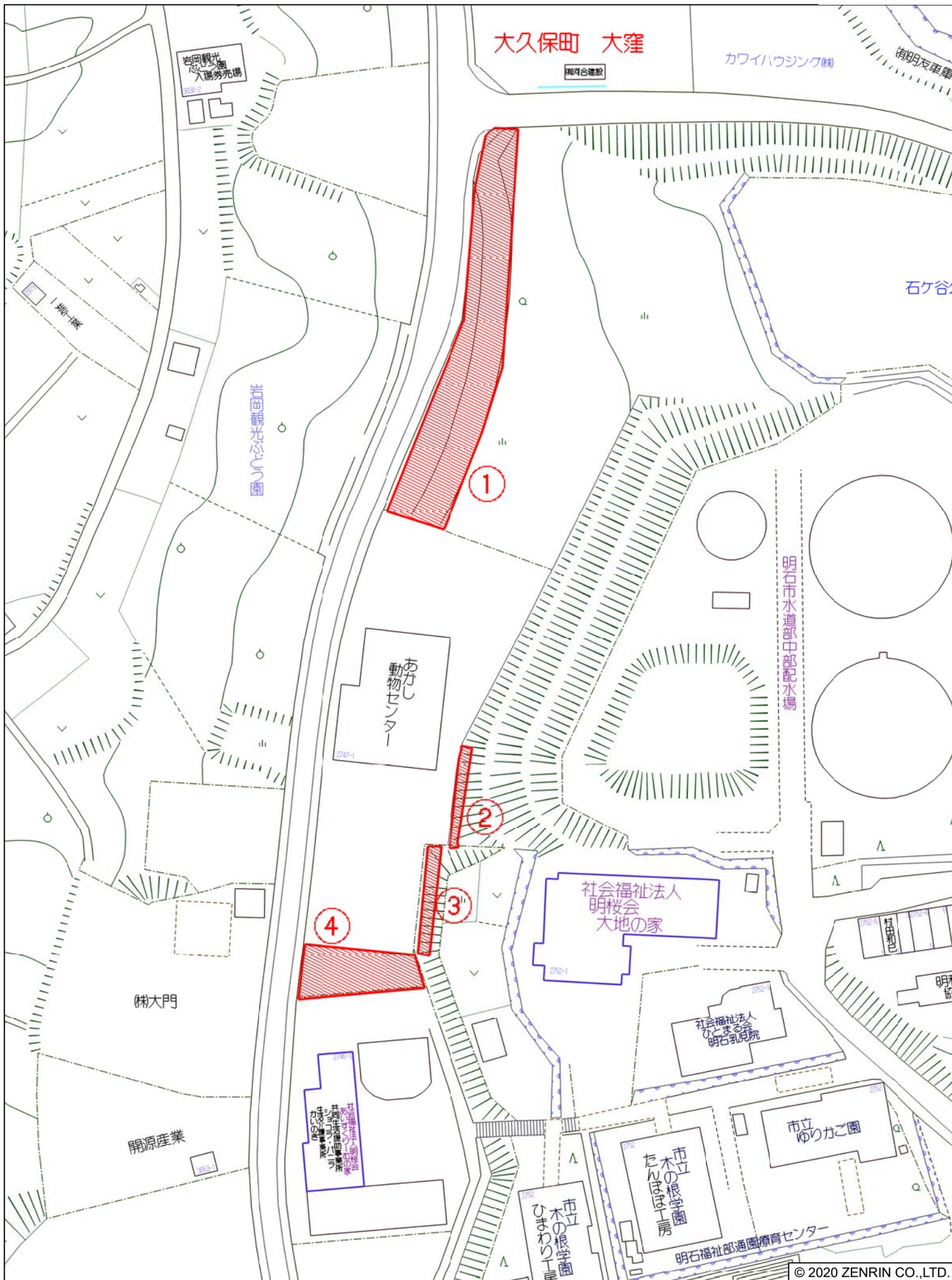
※受託者は指定日についてその都度委託者と調整を行うこと。

3 業務範囲

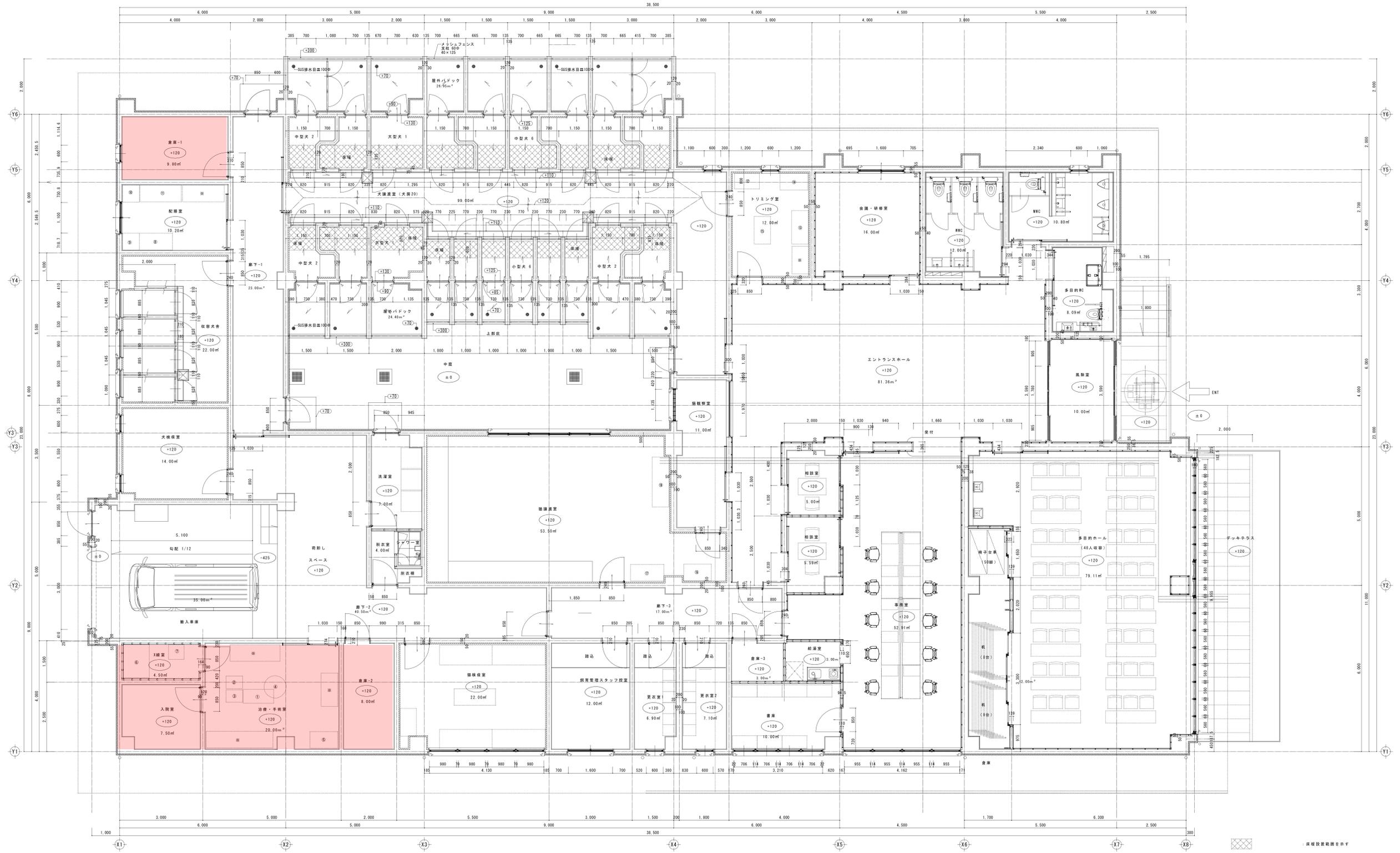
別紙8-1「敷地図」のとおり(※①②③④の斜線部分 合計約1,700㎡)

4 処分方法

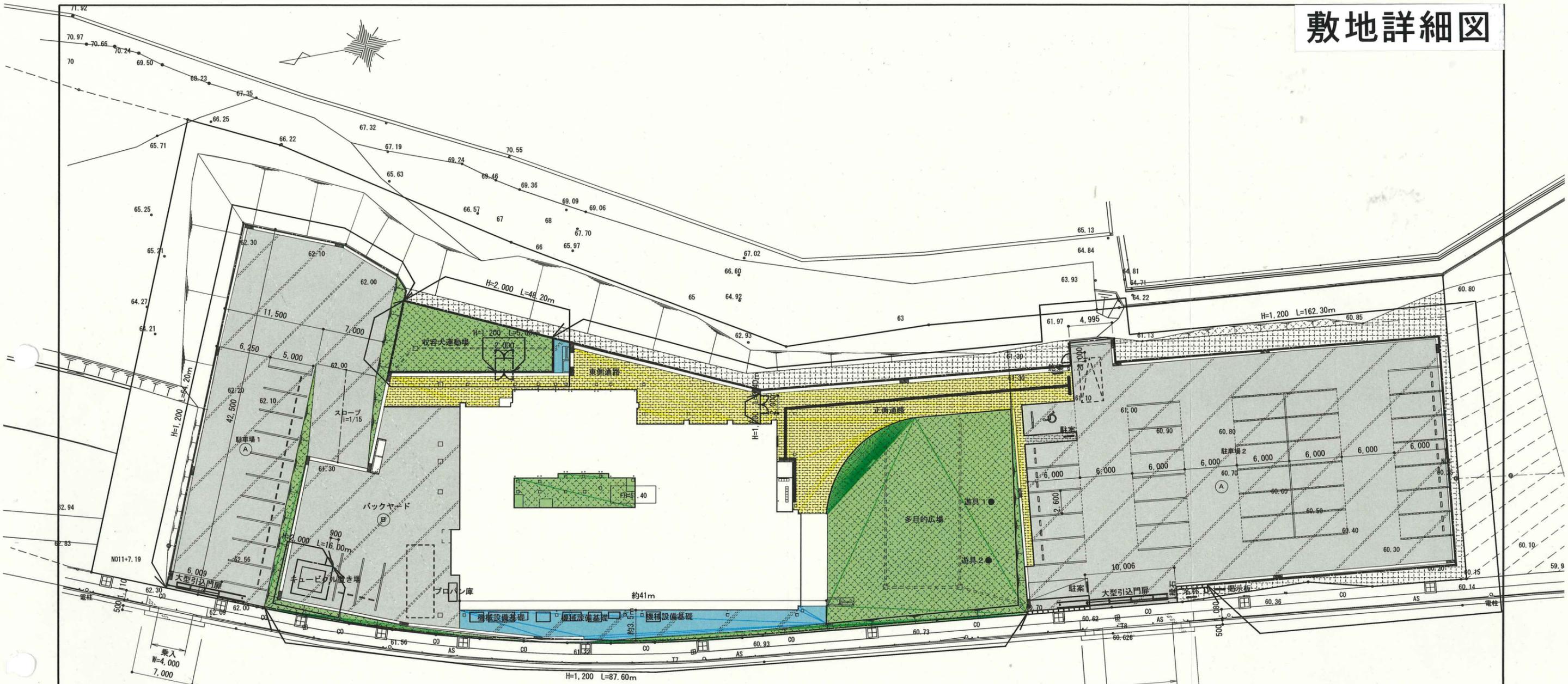
関係法令に則り適切に処分すること。なお、作業時に発見された空き缶や家庭ごみ等軽微な不法投棄物があるときは、受託者の責任において適切に処分すること。重量のある不法投棄物があるときは、処分につき担当者と協議すること。



明石市大久保町 大窪付近



敷地詳細図



図示	名称	数量	位置	図示	名称	数量	位置
	アスファルト舗装	①1,830.92㎡(②)465.60㎡	駐車場1・2、スロープ・北側バックヤード		大型引込門扉	2箇所 (寸法は異なる)	駐車場1・2
	歩道切り下げ部アスファルト舗装	31.82㎡ (撤去・復旧)	駐車場1・2出入り口部		コンクリート製手洗・足洗い場	2箇所	多目的広場・収容犬運動場
	コンクリート舗装	125.25㎡	収容犬運動場手洗所・西側バックヤード		C/B製ゴミ置場	1箇所	バックヤード
	インターロッキングブロック	400.30㎡	正面・東側通路		名称板	1箇所	駐車場2
	野芝	別図参照	法面・多目的広場・収容犬運動場		駐輪場案内板・車椅子用駐車場案内板	2箇所	駐車場2
	緑地部	別図参照	駐車場2周囲・多目的広場周囲・通路周囲		施設案内板	1箇所	正面通路
	既製U字側溝 W=※	別図参照	別図詳細図参照		アルミ製案内板	2箇所	駐車場2
	既製会所 W=※	別図参照	別図詳細図参照		掲示板	2箇所	バックヤード
	現場打コンクリート会所	別図参照	別図詳細図参照		キュービクル基礎	1箇所	バックヤード
	縁石 (地先境界ブロック)	0.50m	緑地部/縁石/インターロッキング・アスファルト		プロパン庫	1箇所	バックヤード
	駐車区画線、白線引きW=100L=6,000	48箇所 (L2.6m6箇所)	駐車場1・2		機械設備基礎	機械設備工事	バックヤード
	車止めブロック	51箇所	駐車場1・2		遊具1 ●	1箇所	多目的広場
	身障者マーク	1箇所	駐車場1		遊具2 ●	1箇所	多目的広場
	視覚障害者用点字ブロック300x300x60	47.86m	正面通路				
	鋼製フェンスH=2,000	64.20m	収容犬運動場・キュービクル置き場				
	鋼製フェンス門扉H=2,000	両開1箇所/片開1箇所	収容犬運動場・キュービクル置き場				
	鋼製フェンスH=1,200	322.50m	敷地境界周囲				
	鋼製フェンス門扉H=1,200	両開2箇所/片開1箇所	敷地境界周囲				
	化粧コンクリートブロックH=1,600	12.56m	門扉引き込み壁				

設計G LはFH=61.40とする。

アスファルト舗装
 コンクリート舗装
 インターロッキング舗装
 芝

特記事項	株式会社 緑企画設計 〒650-0033 神戸市中央区江戸町104号 江戸ビル 501 一級建築士事務所 兵庫県知事登録 第01A03375号 TEL 078-325-1536 管理建築士 一級建築士(大臣) 第264888号 藤本 喜一	課長	係長	担当	製作年月日	工事名称 (仮称) 明石市動物愛護センター新築(建築)工事	内
					29年 2月28日	図面名称	A-63
						外構配置図	全業

明石市都市整備部建築室営繕課